

球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱

平成 29 年 6 月 1 日
告示第 24 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、球磨村ふるさと寄附条例（平成 20 年条例第 15 号）に基づき、球磨村に対しふるさと寄附を行った者に対して、球磨村の特産品等を返礼品として贈呈し、感謝の意を表するとともに、ふるさと寄附事業の推進を図り、村内産業等の振興に寄与することを目的とし、その施行について球磨村ふるさと寄附条例施行規則（平成 20 年規則第 11 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附者 球磨村へふるさと寄附を行った村外に居住する個人をいう。
- (2) 特産品等 村内の事業者が製造、加工、採取、栽培、販売等する商品又は村内で提供するサービスをいう。
- (3) 協力事業者 特産品等の提供をしている事業者のうち、この要綱に基づき村長の承認を受けた者をいう。
- (4) 返礼品 協力事業者が取り扱う特産品等で、この要綱に基づき村長の承認を受けたものをいう。
- (5) 市町村税等 個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (6) 配送事業者 宅配便事業を行う事業者で、村からの発注に基づき、返礼品の集荷及び配達を行う者をいう。

(返礼品の贈呈)

第 3 条 村長は、1 回あたりの寄附額が 10,000 円以上である寄附者に対し、寄附額の 3 割以内の金額に相当する返礼品を寄附者の希望に応じて贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合はこの限りではない。

- 2 寄附者は、寄附額の 3 割以内の金額に相当する返礼品を複数組み合わせ希望することができる。
- 3 返礼品の贈呈に要する費用（商品代、消費税、配送費用等の経費を含む。）は、村の負担とする。

(協力事業者の資格要件)

第 4 条 協力事業者は次の各号に掲げる要件を満たす者とする。ただし、各号の要件を満たす者であっても、村長が協力事業者として適当でないと判断した場合は承認しないことができるものとする。

- (1) 各種法令等に適合した製造、加工、採取、栽培、販売又はサービスの提供を行っていること。
- (2) 村内に本社（本店）、支社（支店）、事業所若しくは工場を有する法人又はその他団体若しくは個人事業者（以下「村内事業者等」という。）であること又は要件を満たす者が連携した組織等であること。村内事業者等でない場合は、村内事業者等と連携した事業者等であること。ただし、球磨焼酎及び肉類については、人吉球磨管内事業者も認める。
- (3) 納期到来分の市町村税等に滞納がないこと。

- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員若しくは暴力団に協力し、又は関与する等これに関わりを持つ者でないこと。
 - (5) 返礼品の品質に関する苦情等に対して、状況に応じて迅速で誠実な対応が可能なこと。
 - (6) 個人情報取扱いを厳重に行えること。
 - (7) その他村長が協力事業者の募集にあたり定める要件を満たしていること。
- (返礼品の基準)

第5条 返礼品は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 球磨村の魅力をPRし、村の産業振興や観光振興に寄与するものであること。
- (2) 村内の地域資源や技術を活用したものであること。
- (3) 協力事業者が自己または自己の名をもって生産又は販売しているものであること。
- (4) 品質及び数量について、安定供給ができるものであること。ただし、季節限定品、期間限定品などの場合は、あらかじめ定める提供期間内に安定供給ができるものであること。
- (5) 常時、一定以上の品質を維持できるものであること。
- (6) 物品の場合、村内で製造、加工、採取、栽培されているもの、村内の原材料を使用しているもの、球磨村に特に縁の深いもの、のいずれかに該当していること。また、配送に耐えうるものであること。
- (7) サービスの場合、村内で提供できるものであること。また、利用にあたっての申請方法等が確立し、有効期限が1年間以上あること。
- (8) 飲食物の場合、一定期間の賞味期限が保証されるものであること。
- (9) 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのないものであること。
- (10) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法令を遵守し、違反していないものであること。
- (11) 業界での製造基準、表示基準等を満たしているものであること。
- (12) 販売上の各種保険に加入しているものであること。
- (13) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）でないこと。
- (14) 資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）でないこと。
- (15) 説明文等に誇大又は虚偽の記載がないものであること。
- (16) 公序良俗に反しないものであること。

(協力事業者及び返礼品の承認申請)

第6条 協力事業者として参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、協力事業者・返礼品承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 返礼品として承認を受けたい特産品等の紹介文書及び写真
 - (2) 返礼品を配送する際に同封するパンフレット
 - (3) その他村長が必要と認める書類
- 2 申請者が承認を受けることができる返礼品は、原則として3,000円相当、4,500円相当、6,000円相当、9,000円相当、15,000円相当、30,000円相当（いずれも配送費用を除くすべての経費を含んだ額とする。）の区分とする。
- 3 申請者は、返礼品として承認を得ようとする特産品等が受注生産に限られる等の理由により寄附者への配送までに一定期間を要するもの又は季節限定品等配送の時期が限ら

れるものである場合は、前第1項の規定による申請の際に申請書にその旨を記載しなければならない。

(協力事業者及び返礼品の承認)

第7条 村長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う実地調査その他の方法により、協力事業者及び返礼品として適当であるか否かを調査し、速やかに承認又は不承認について決定し、協力事業者・返礼品承認(不承認)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による承認の期間は、当該承認を行った日の属する年度の末日までとする。なお、承認期間は、疑義が生じない限りにおいて、合意のうえ自動更新するものとする。

(承認の辞退)

第8条 協力事業者は、第7条第1項の規定により承認を受けた内容を辞退する場合には、辞退する3か月前までに協力事業者・返礼品辞退届出書(様式第3号)を村長に提出するものとする。ただし、協力事業者・返礼品辞退届書の提出までに申し込みが完了した返礼品は辞退後であっても提供しなければならない。

(承認の取消)

第9条 村長は、協力事業者及び返礼品が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当したときは、協力事業者及び返礼品の承認を取り消すことができる。

(1) 申請内容に虚偽があったとき。

(2) 協力事業者が第4条に掲げる要件を欠くこととなったとき。

(3) 返礼品が第5条に掲げる要件を欠くこととなったとき。

(4) 協力事業者に村及び寄附者、その他関係者に損害を及ぼす行為があったとき。

(5) 第8条の規定に基づき、協力事業者・返礼品辞退届書が提出されたとき。

2 同一の協力事業者が複数の返礼品について承認を受けている場合、前項第3号又は前項第5号に掲げる要件に該当したときは、当該返礼品に係る承認のみを取り消すものとする。

3 村長は、前項に規定する取消を決定したときは、協力事業者・返礼品取消通知書(様式第4号)により、速やかにその旨を通知するものとする。

(返礼品の配送)

第10条 村長は、返礼品の贈呈を希望する寄附者からの寄附が確認された場合、協力事業者及び配送事業者に対して返礼品の発送に必要な個人情報等を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた協力事業者は、2週間以内に返礼品の配送準備を整え、配送事業者に通知するものとする。

3 協力事業者は、在庫不足その他の理由により第1項の規定による通知を受けた日から寄附者に配送するまでの期間が2週間を超えることが見込まれるときは、直ちに村長に報告しなければならない。ただし、第6条第3項の規定により、申請書にその旨を記載している場合は、この限りではない。

4 協力事業者は返礼品の配送に際し、村へのふるさと寄附に係る返礼品であることが明確にわかるようにしなければならない。また、社会通念上妥当と認められる範囲において、自社の商品又はサービスのパンフレット等を同封することができる。

5 第2項の通知を受けた配送事業者は、協力事業者から返礼品を集荷し、速やかに寄附者へ配送するものとする。

(請求)

第11条 協力事業者は、返礼品の提供実績等を毎月末日に取りまとめ、第6条第2項に規定する区分に応じた返礼品提供費用を村に請求するものとする。村は請求書を受理した日から起算して30日以内に協力事業者が指定する口座へ振り込むものとする。

2 配送事業者は、返礼品の配送実績等を毎月末日に取りまとめ、返礼品配送費用を村に請求するものとする。村は請求書を受理した日から起算して 30 日以内に配送事業者が指定する口座へ振り込むものとする。

(協力事業者の責務等)

第 12 条 協力事業者は、返礼品の提供等を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 協力事業者は、返礼品の提供が困難になったときは、直ちに村長に報告しなければならない。また、返礼品の権利及び義務を村長の許可なく第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

3 協力事業者は、返礼品の品質及び性能等に関する苦情並びに事故に対して責任を持って誠実に対応しなければならない。

(配送事業者の責務等)

第 13 条 配送事業者は、返礼品の配送を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 配送事業者は、返礼品の配送が困難になったときは、直ちに村長に報告しなければならない。

3 配送事業者は、返礼品の配送に関する苦情並びに事故に対して責任を持って誠実に対応しなければならない。

(広報等への協力)

第 14 条 協力事業者は、村長が必要とする返礼品の情報、写真等に係る資料の提供及び村が行う広報を目的としたチラシ等の制作に必要な協力を行うものとする。

(個人情報保護)

第 15 条 協力事業者及び配送事業者は、第 10 条第 1 項の規定により提供を受けた個人情報等を、球磨村個人情報保護条例（平成 17 年条例第 12 号）及び関係法令等を遵守し厳重に取り扱うとともに、返礼品の配送以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。これは返送品の配送完了後においても同様とする。ただし、寄附者から直接連絡等があった場合などの経緯により、改めて入手した個人情報等についてはこの限りはでない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 球磨村ふるさと寄附に関する記念品贈呈に係る取扱い要綱（平成 26 年告示第 72 号）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

球磨村長 様

(申請者)

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者職名 _____

代表者氏名 _____ (印)

※個人事業者の場合は、住所、氏名のみ記入してください。

球磨村ふるさと寄附推進事業 協力事業者・返礼品承認申請書

球磨村ふるさと寄附推進事業に参加したいので、球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。

なお、承認の審査において、住所及び市町村民税等の納税状況に関する情報が確認されることについて了承します。

返 礼 品	区 分	<input type="checkbox"/> A グループ (3,000 円相当) <input type="checkbox"/> B グループ (4,500 円相当) <input type="checkbox"/> C グループ (6,000 円相当) <input type="checkbox"/> D グループ (9,000 円相当) <input type="checkbox"/> E グループ (15,000 円相当) <input type="checkbox"/> F グループ (30,000 円相当)
	名 称	
	内 容	
	生 産 場 所	
	提 供 可 能 期 間	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 月頃から 月頃まで
	発 送 に 要 す る 時 間	<input type="checkbox"/> 受注から 2 週間以内 <input type="checkbox"/> 受注から 日
申 請 者	担当者所属・氏名	
	連 絡 先	電話： F A X： メールアドレス：

※添付書類

- (1) 返礼品として承認を受けたい特産品等の紹介文書及び写真
- (2) 返礼品を配送する際に同封するパンフレット
- (3) その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

番 号
年 月 日

（申請者） 様

球磨村長

球磨村ふるさと寄附推進事業 協力事業者・返礼品承認（不承認）通知書

球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり承認（不承認）を決定しましたので通知します。

決定内容		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
不承認の場合の理由			
返 礼 品	承認番号		
	区 分		
	名 称		
備 考			

球磨村長 様

(申請者)

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者職名 _____

代表者氏名 _____ (印)

※個人事業者の場合は、住所、氏名のみ記入してください。

球磨村ふるさと寄附推進事業 協力事業者・返礼品辞退届出書

球磨村ふるさと寄附推進事業に係る承認を辞退したいので、球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

辞退する理由		
辞退したい年月日		年 月 日
返 礼 品	承認番号	
	区 分	
	名 称	
協 力 事 業 者	担当者所属・氏名	
	連 絡 先	電話： FAX： メールアドレス：
備 考		

様式第4号（第9条関係）

番 号
年 月 日

（申請者） 様

球磨村長

球磨村ふるさと寄附推進事業 協力事業者・返礼品取消通知書

球磨村ふるさと寄附推進事業実施要綱第9条の規定に基づき、次のとおり承認を取り消しましたので通知します。

取消理由		
返 礼 品	承認番号	
	区 分	
	名 称	
備 考		